

# 平成31年4月から 「北空知衛生センター組合」と 「北空知葬斎組合」が統合します

北空知1市3町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町）で火葬業務を行っている「北空知葬斎組合」は、平成31年3月31日をもって一部事務組合を解散し、4月から北空知衛生センター組合（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）と組織を統合することとなりました。

なお、組織統合を機に、火葬業務に沼田町が新たに加わり、今まで以上に効率的な組合運営を目指します。

また、死亡届・火葬許可申請・火葬場使用許可申請の受付は、4月以降もこれまでと同様に役場住民課総合窓口グループで行いますが、事前に北空知葬斎場の予約をする場合は、申込先が下記のとおり変更になりますのでご注意ください。

葬斎場予約専用電話（北空知衛生センター組合内） 電話 0164-22-8899  
※夜間及び休日は深川市役所当直室に転送されます。

お問い合わせ 住民課総合窓口グループ 電話 33-2111（内線42・43）

## アンの秩父別タイ在記

毎月連載!

Vol. 8 「はじめての除雪作業」

今年は私にとって初めての北海道の冬です。雪が降り始めてから、北海道は真っ白になりましたね。11月頃に、一番よく聞いたのは「除雪」という言葉でした。暖かい国で育った私は真っ白な家の周りを綺麗だと思い、降雪後の1週間は除雪しませんでした。

そのため、家の周りに雪が積もってしまい、ようやく除雪を始めました。そして、雪がこんなに重いとは想像できませんでした。

お正月は1週間留守にしており、家の裏側にもかなり雪が積もりました。毎日、昼休みの15分位と夜しか除雪できないのですが、時々隣人と会話を楽しみながら除雪をします。

そんなある日、吹雪の中で除雪している私を手伝ってくれた町民の方がいました。寒いのに、心の温もりを感じて、「秩父別町民は温かい」という言葉が浮かびました。名前はわかりませんでしたが、この広報を通じてお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。



# 重大な消防法令違反の建物を公表します 《違反対象物の公表制度》

深川地区消防組合火災予防条例の一部が改正され、消防法令に重大な違反のある建物について違反内容を公表する制度が、平成31年4月1日から施行されます。

## ◆制度の概要

建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手して、建物利用の判断ができるよう、消防署が確認した違反内容等をホームページで公表する制度です。

## ◆公表の対象となる建物

飲食店、集会所等、不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



## ◆公表の対象となる消防法令違反

消防法令により、建物に設置義務のある下記の消防用設備が未設置のものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## ◆公表の内容・方法

上記法令違反が発覚し、是正されない場合、建物の名称・所在地、違反の内容を、建物の所在する市町のホームページにおいて公表します。

## 【確定申告が始まります】

# 申告書は、自分で作成して、お早めに！

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付が  
**2月18日(月)**から始まります。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は**3月15日(金)**、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は**4月1日(月)**です。

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

郵送により提出される方は、封筒に事業所個別郵便番号（〒078-8507）を記載し、「申告書等集中処理担当部署」宛に送付してください。

税務署の確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。

なお、確定申告書には申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

また、申告書の作成には時間がかかりますので、税務署の申告会場にお越しの際は、なるべくお早めにお越しください（相談受付時間：平日の午前9時から午後4時まで）。

平成30年分 **確定申告** 申告と納税

窓口での相談・申告書の受付は、平成31年2月18日(月)からです。

所得税<sup>※</sup>及び復興特別所得税  
贈与税  
平成31年 **3月15日(金)まで**

消費税<sup>※</sup>及び地方消費税  
(個人事業者)  
平成31年 **4月1日(月)まで**

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」の記載漏れのないようご注意ください。

事業税・住民税の申告期限  
平成31年 **3月15日(金)まで**

税務署・都道府県・市区町村

いつでもどこでも  
**スマホで申告!**

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけるようになりました。

IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、所轄の税務署にお越しください。

スマホでも申告できます  
年末調整済の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です  
※ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

◆詳しくは、深川税務署へお問い合わせください。

〒074-0004 深川市4条15番3号 TEL 0164-23-2191

## 屋根から落ちる雪や氷による事故に注意しましょう

毎年、冬になると、屋根に積もった雪や氷、つららなどが落ちて、歩行者がケガをしたり、死亡したりする事故が起っています。

冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意をしましょう。

- 屋根の雪や氷、つららなどが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため、**丈夫な雪止めなどを付けるようにしてください。**
- 雪止めが付いていても、強さが足りなかったり、針金などの錆や老朽化による破損が原因で落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 屋根の雪や氷、つららなどは、**気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに落ちやすくなります。**歩行者や遊んでいる子どもたちに注意をして、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板等から落ちる雪や氷は少量でも危険です。付着した雪や氷はこまめに取り除くようにしてください。また、雪などを除去する際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
- 雪や氷が落ちるおそれのある軒下などを通行している歩行者には、十分注意を促すようにしてください。**軒下では子どもたちを絶対遊ばせないように注意してください。**
- 屋根から雪が落ちたときには、直ちに人が巻き込まれていないか確かめるとともに、速やかに落ちた雪を処理してください。
- 歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根から落ちた雪や敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。



北海道開発局・北海道・北海道警察・秩父別町

### 旭川弁護士会 巡回無料法律相談の実施について

旭川弁護士会では、弁護士不在市町村を対象に、巡回無料法律相談を行っています。秩父別町においても下記のとおり弁護士による無料法律相談を実施しますのでお知らせいたします。身近に法律に関する問題がありましたら、お気軽にご相談ください。

- ◆日 時 平成31年 2月 22日 (金) 午後1時30分～午後4時
- ◆場 所 秩父別町役場2階小会議室
- ◆申し込み 先着順で予約制とします。当日空きがある場合は受付します。  
※申込多数の場合は当日受付をすることができません。
- ◆相談時間 1件(1人)あたり30分程度の相談時間とします。
- ◆相談例 借金・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・犯罪被害など

《申し込み・お問い合わせ先》 総務課総務グループ 電話 33-2111 (内線34)

## 不動産の所有者が亡くなられたら相続登記を！

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合には、不動産の所在地を管轄する法務局において「相続による所有権移転」の登記が必要です。

しかし、最近は相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっており、相続登記の未了は「所有者不明土地問題」などの様々な社会問題の要因となっています。

### ◆ 相続登記をしないとこんなトラブルになることも・・・

- ・相続人が他にもいる場合、税金を支払っていても自分の所有になるわけではありません。
- ・父の死亡後、兄弟も亡くなったため、相続の話し合いが兄弟間だけでは済まなくなった。
- ・土地が亡母の名義になっていて、すぐに売ったり、お金を借りたりすることができない。
- ・父の死亡後も相続するつもりがない土地・建物があり、そのままにしていたが、隣家に悪影響が出て、自分に全額弁償を求められた。

### ◆ 相続手続には、便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください！

「法定相続情報証明制度」は、相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを証明する制度です。

この制度を利用すると、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

詳しくは、下記のお問い合わせ先またはホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】旭川地方法務局登記部門 TEL 0166-38-1146

【法務局ホームページ】<http://houmukyoku.moj.go.jp>

## 平成30年度・平成31年度自衛官等募集案内

### ●自衛官候補生

応募資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて行っています。 ※採用予定数に達した場合は実施しません。
試験期日	2019年3月3日（日）・4日（月）いずれか1日
試験会場	自衛隊旭川地方協力本部（旭川市春光町）

### ●自衛隊幹部候補生（一般）大卒程度試験

応募資格	2020年4月1日現在、日本国籍を有し、修士課程修了者等（見込み含）で20歳以上28歳未満の者
受付期間	2019年3月1日（金）～5月1日（水）
試験期日	1次試験：5月11日（土）・12日（日）（12日は飛行要員のみ）
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

### ●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊（0166-54-5617）又は役場総務課総務グループまで